

第1節	コンプライアンス確立に向けた取り組み	252
第2節	現場の安全管理	
	1. 安全管理委員会の設置	256
	2. 安全管理委員会の活動	257
第3節	料金収受員の飲酒事案への対応	
	1. 飲酒事案発生経緯	259
	2. 「お客様の信頼向上に向けた第三者委員会」の設置と提言	260
	3. 第三者委員会最終報告書の提言に基づく取り組み方針の策定	261
	4. 取り組み方針の実施と継続	262

第1節 コンプライアンス確立に向けた取り組み

(1) 内部統制の基本方針の策定

平成25年(2013)7月に料金收受業務の受託会社社員による勤務時間中の飲酒事案が発生し、公社は「お客様の信頼向上に向けた第三者委員会」を同年10月に設置して検証を行った。平成26年(2014)3月26日に出された同委員会の最終報告書では、一連の飲酒事案に関して公社の内部統制に不備があったことが指摘されるとともに、内部統制をきちんと機能させるための第一歩として、まず、その整備に関する基本方針を策定することが提言された。

提言を受け、公社は平成26年4月28日に「内部統制の基本方針」を決定した。内部統制の基本方針では、公益性の高い事業を担う公社に組織として求められる基本姿勢を明らかにした「行動憲章」を、また、適正な事業運営の確保に向け、役職員一人ひとりがとるべき判断や行動のあり方とし

て、行動憲章にひもづく「行動規範」を具体的に定めている。公社は、コンプライアンスを法令遵守にとどまらず、社内規則(規程、要綱、マニュアルなど)や社会規範(社会の良識、常識)など公社が社会的な信頼を確保するために必要なルール全てを遵守することとし、公社の使命を定めた「基本理念」にかなう行動をも含むものと定義づけた。そして、コンプライアンス意識の徹底を図るためにコンプライアンスマニュアルを平成26年6月に策定した。

現在では、公社の新規採用者研修では必ずこのマニュアルを用いた研修を実施し、固有職員だけでなく、設立団体からの派遣職員や嘱託職員を含め、コンプライアンスマニュアルの策定の経緯とともにコンプライアンス遵守の必要性を学習している。

(2) 内部通報制度

コンプライアンスマニュアルの策定と並行し、職員内部通報制度として平成26年4月21日に「公社職員内部通報制度に関する要綱」を制定した。公社職員からの組織的または個人的な法令違反行為などに関する相談又は通報を受け付ける体制を整備し、不正行為などの早期発見と是正を図ることにより、公社におけるコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。また、リスク情報の早期把握と対応というリスク管理の観点からも重要な機能を果たすことを期待したものである。

通報できる者は、公社職員だけでなく、公社職員の不正などについて、公社と請負契約その他の契約を締結している事業者の社員から通報があった場合は、内部通報に準じて取り扱うこととしている。

なお、通報の対象は、①法令に違反又はこれに至るおそれのある行為、②公社の内部規則に違反又はこれに至るおそれのある行為、③公社の社会的信用を害するおそれのある行為の3つとしている。

(3) 利害関係者との関わり方

平成26年9月11日に「福岡北九州高速道路公社役職員の利害関係者との関わり方についての規程」を制定した。公社の役職員と利害を有する者との適切な関わり方について必要な事項を定め、職務の執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公社に対する社会からの信頼を確保することを目的としたものである。規程では、基本原則として、

①法令などを遵守し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない、②社会からの疑惑や不信を招くような行為をしてはならない、という2項目を定めている。

また、規程の制定に併せて「利害関係者との関わり方についての手引き～利害関係者との禁止行為～」を発行し、公社役職員への周知徹底を行っている。

(4) ハラスメント対策

平成26年9月30日に「福岡北九州高速道路公社役員及び職員等のハラスメント防止などに関する規程」を制定した。公社の役職員に関するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメントの防止と排除のための措置や、これに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定め、健全な勤務環境を確保することを目的として制定されたものである。

ハラスメントに関する相談などは、文書、電子

メール又は面談により行うことができ、相談等対応責任者は事実関係を確認するために必要な調査を行わなければならない、調査の結果、禁止行為に該当する行為が認められた場合は、理事長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない、併せて公社綱紀委員会に諮らねばならない。なお、通報者は、不正の目的などで虚偽の情報を提供した場合を除き、通報を行ったことを理由としていかなる不利益も受けず、また通報者に関する秘密は確実に保護される。

(5) 個人情報保護制度

平成17(2005)年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されたことに伴い、公社においても同4月1日から「福岡北九州高速道路公社個人情報保護規程」を施行した。

この規程では、個人の権利利益を保護するため、個人情報の収集の目的を明確にし、適法かつ公正な手段により収集するなど公社が保有する個人情

報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を規定している。

公社は、お客様の情報など非常に多くの個人情報を保有していることから、この情報管理に十分注意し、また、本人から自己の個人情報の開示請求があった場合は、これに対応することとしている。

(6) 情報公開制度

平成13(2001)年4月1日に「行政機関の保有する情報公開に関する法律」が施行されたことに伴い、公社においても平成14(2002)年7月1日から「福岡北九州高速道路公社情報公開規程及び同細則」を施行した。平成17年には福岡県情報公開審査会より、他の県公社とともに、当公社を福岡県情報公開条例の実施機関として組み入れるよう答申があり、平成17年12月28日に公布され

た福岡県情報公開条例一部改正(福岡県条例第61号)により当公社も実施機関に追加された。

開示請求件数は平成14年度以降、年数件程度であったが、平成27(2015)年度ごろから開示請求件数が増えている。その請求の内訳項目は、設計書、入札結果、設計基準及び図面などが主なものであるが、総合評価方式の増加と併せこの採点結果に関する文書も増加している。

(7) 工事への暴力団等介入排除

平成16(2004)年から平成17年にかけて、福岡高速5号線の工事を受注した一部の共同企業体(JV)が、暴力団による恐喝を受け現金を脅し取られる事件が発生した。

公社では、この事件を契機に暴力団及びその親交者などによる暴力的違法・不当な要求行為を手段とした工事への介入行為を阻止し暴力団などを工事から排除することを目的として、平成17年5月24日に「福岡北九州高速道路公社暴力団等排除対策検討委員会」を設置し、その対策についての検討を行った。

同年5月30日には「福岡北九州高速道路公社暴力団追放連絡会議」を設置した。同会議では、公社の業務に関連して問題が生じた場合に、警察機関と連携し、必要に応じて協議を行うこととしている。また、職員に対する暴力追放に係る啓発・研修を実施している。

また、公社の工事を受注している元請業者が会員となり、工事への暴力団などの介入行為排除のための情報交換や各種活動などを行う「福岡高速5号線工事暴力団等排除対策協議会」(現「福岡高速道路工事暴力団等排除対策協議会」)及び「北九州高速道路工事暴力団等排除対策協議会」が平成17年6月1日に設立された。これらの協議会はそれぞれ毎年「暴力団等追放大会」を開催しており、福岡県警並びに公社も顧問として参加している(写真9-1-1、2)。



写真9-1-1 福岡高速道路工事暴力団等追放大会 (令和3年10月20日)



写真9-1-2 北九州高速道路工事暴力団等追放大会 (令和元年10月24日)

平成17年9月30日、公社は受注業者に対して、工事の施工に際し、暴力団などの妨害があった場合の通報、暴力団などからの不正要求の拒否、警察への協力、暴力団などの参入拒否を義務付けることを通知した。

平成22(2010)年4月1日には福岡県で、平成22年7月1日には福岡市と北九州市でそれぞれ「暴力団排除条例」が施行された。公社では、平成22年度から、契約書内の暴力団排除条項に契約解除に係る条文を追加した。また、誓約書を提出することを、新たに契約締結の条件とし、公社における暴力団排除制度を強化した。

平成26年12月に公社は職員向けの「福北高速不当要求防止マニュアル」を作成し、反社会的勢力

の排除に向け、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断するための対応要領・心構えを示した。

平成27年度からは、暴力団と関係のある業者の指名停止などの排除措置に加えて、下請け業者についても、警察からの通知により暴力団関係事業者であることが判明したときは、排除措置を行うこととしている。

公社はお客様からいただく通行料金を原資に運営しており、これら原資が暴力団などの活動資金とならないよう、公社としての「社会的責任」を果たす必要がある。そのため、今後も関係者とも連携しながら、暴力団排除に向けた取り組みを継続していく。

第2節 現場の安全管理

1 安全管理委員会の設置

平成17(2005)年7月27日午前9時34分ごろ、福岡高速2号線(千代ー呉服町間)の、Ⅱー50橋脚部上段の足場内に橋桁から吊りチェーンで吊り下げていた落橋防止ブラケット(710kg)が、吊りチェーンの破断により足場板を突き抜けて、下段の高速道路に落下し(写真9-2-1、2)、走行中の自動車2台に損害を与えた。



写真9-2-1 吊り足場(下面)破損状況



写真9-2-2 落橋防止ブラケット落下状況

この事故をきっかけに、平成17年11月21日に、福岡北九州高速道路公社の建設・維持補修工事の施工に伴い発生する恐れのある事故の防止対策及び発生した事故の事後処置に関する適切な対策の立案などを目的とする、「福岡北九州高速道路公社安全管理委員会」を設置した。公社では従来「工事事故調査委員会」及び「道路構造物などの損傷に関する検討委員会」を設置していたが、これらを廃止し、新たな委員会の下部組織として安全管理(安全教育など)に関する「安全管理専門部会」、事故原因究明(補修方法を含む)に関する「事故調査専門部会」、損害補償などに関する「損害補償専門部会」を置くこととした(図9-2-1)。

併せて、事故防止対策などに対して助言・指導してもらう「安全管理アドバイザー」を設置した。「安全管理アドバイザー」のメンバーは、外部の専門家(学識経験者、建設業労働災害防止協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本橋梁建設協会、(一社)プレストレスト・コンクリート協会の安全管理等委員)5名で構成されている。

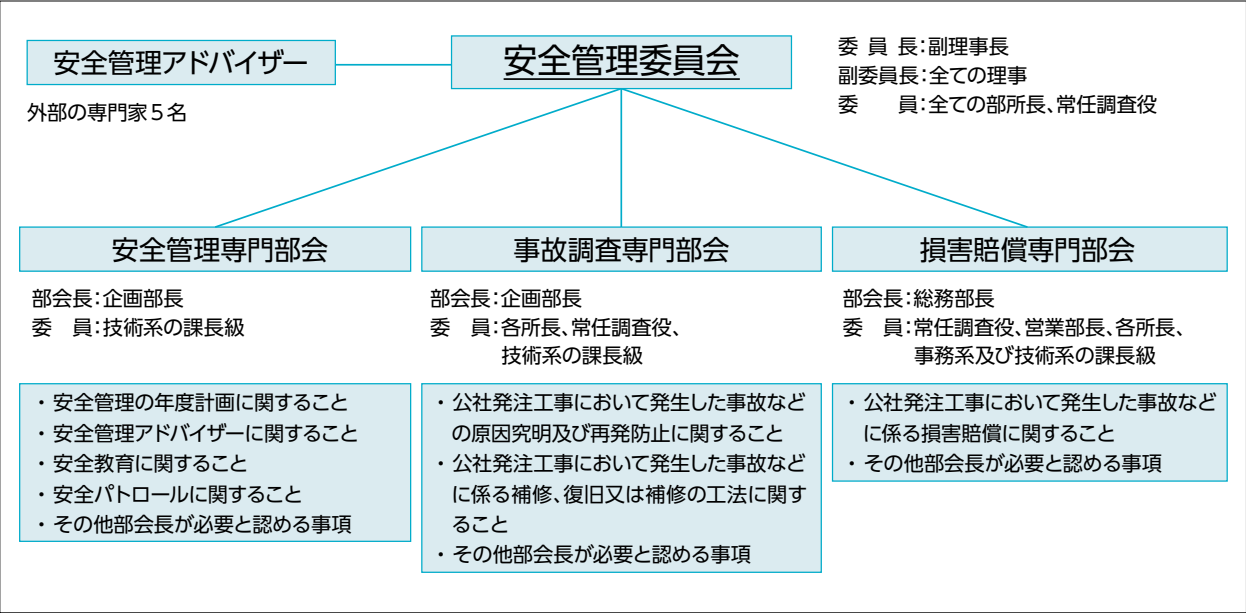


図9-2-1 安全管理委員会の構成

2 安全管理委員会の活動

(1) 工事事故の再発防止

公社の事故種類別発生割合は、飛来・落下、墜落が全体の半数以上を占めている。これは、重機や足場を使用した高所での作業が多い、都市高速特有の作業環境に起因したものである。工事事故発生の都度、事故原因の究明や再発防止策の検討、監督員による注意喚起や指導、安全連絡協議会を通じた周知などを行っている。さらに平成29(2017)年3月、工事事故の発生状況や原因、再

発防止策などについて、概要を取りまとめた工事事故事例集を作成し、以後更新している。本事例集は、監督員や受注者の安全指導の一助となり、また各種勉強会や講習会などの安全教育の場で活用されることにより、工事事故の根絶を目指すものである。今後も適宜改定を加え、本事例集の充実に努めていく。

(2) 安全パトロール

安全パトロールは、現場の危険性又は有害性を早期に発見し労働災害・事故などの未然防止を目的とし、計画的なパトロールで、安全で快適な職場づくりを進め工事事故防止及び安全意識の向上に努めている。

- 【主な安全パトロール】
- ・安全管理アドバイザー現場パトロール(写真9-2-3)
 - ・定期パトロール
 - ・労働基準監督署との合同安全パトロール



写真9-2-3 安全管理アドバイザー現場パトロール

(3) 安全管理研修

安全管理意識と安全管理技術の向上を図るため、職員及び工事関係者を対象とした安全管理研修を開催している。研修内容は、安全管理重点目標の達成に向けた構成を中心としており、労働環境の変化に即応した安全衛生対策を実施するため、労働安全コンサルタントや、労働基準監督署などの専門家に講師を依頼し開催している(写真9-2-4)。

また、若手の技術職員を対象に、工事現場での安全管理の経験が豊富な公社職員が講師を務める研修を実施しており、若手の技術職員の安全管理技術向上を図るとともに、職員自らの研鑽にもつなげている。



写真9-2-4 安全管理研修

第3節 料金収受員の飲酒事案への対応

公社は、都市高速を利用されるお客様に安全・安心を提供する使命を担い、日々の料金収受業務を行っている。この中で、平成25(2013)年7月に料金収受業務の受託会社社員による勤務時間中の飲酒事案が発生し、公社と受託会社の対応や、公社のコンプライアンス及び内部統制について、

厳しい社会的非難を受けることとなった。

これを受け、お客様の信頼向上に向けた第三者委員会を設置し、一連の飲酒事案の検証に基づく提言を受け再発防止のための取り組みを行うこととした。なお、この取り組みについては現在も必要に応じて改良を行いながら継続している。

1 飲酒事案発生の経緯

(1) 飲酒事案の発生

問題となった飲酒事案は、平成25年7月に北九州高速4号線の料金収受業務を統括する紫川精算事務所内で起きた。精算事務所長の帰宅後に事務所内で当直業務を行う複数名の事務員らが誕生日会と称して勤務時間中に飲酒し、うち1人が仮眠後に自ら車両を運転して料金所巡回を行ったものであった。

この件について当事者の1人が上司へ申告したため、受託会社において事実関係の調査が開始されたものの公社への報告はなく、公社は匿名の電話により当該事案を知ることとなった。この時、公社は「飲酒運転とは断定できない」と結論付け、公表は行わなかった。

(2) アンケート調査の取扱い

匿名の電話で公社が飲酒事案を把握した時点で、公社は受託会社に対し勤務中の飲酒事案についてのアンケート調査を行うよう指示した。この

アンケート結果は勤務中飲酒の存在を示すものであったが、一連の報道に至るまで役員への報告はなかった。

(3) 報道対応

平成25年9月、本事案について新聞社からの取材があった。当初「飲酒運転とは断定できない」旨回答していたが、「飲酒運転ではない。勤務中の飲酒事案である」と回答を訂正した。翌日の新聞1面に本事案に係る記事が掲載され、新聞社などからの質問が集中したため、同日、記者会見を実施した。記者会見では「飲酒運転ではないとす

る判断根拠」や「道路管理者としての飲酒への認識」を厳しく問われた。

その後も、公社が実施したアンケート結果や業務開始前のアルコール検査で自動車通勤の受託会社社員からアルコールが検知されたことなど、新たに判明した事実などの説明のための記者会見を5回実施した。

(4) 受託会社の契約解除

公社は、飲酒事案が発生した紫川精算事務所の料金収受業務の受託会社について、当該業務を行うものとして不適当とし、平成25年11月30日をもって同社との契約を解除した。

(5) 関係役職員の処分及び設立団体からの行政指導

一連の飲酒事案を受けて理事長が辞任するとともに、公社は関係する役職員の処分を行った。また、設立団体から公社設立後初めてとなる地方道路公社法に基づく行政指導を受けることとなった。

2 「お客様の信頼向上に向けた第三者委員会」の設置と提言

(1) 設置の目的

公社は、お客様の信頼向上に向けた公社の取り組みについて、専門的な見地から検討を行うことを目的として、平成25年10月に「福岡北九州高速道路公社お客様の信頼向上に向けた第三者委員会（以下「第三者委員会」）」を設置した。第三者委員会は学識経験者、弁護士及び医療関係者などの外部委員5人で組織し(表9-3-1)、合計6回開催された(表9-3-2)。会議では、飲酒事案を構成する事実関係の調査や検証を行い、審議事項を取りまとめ、開催の都度記者会見において委員長が説明を行った。最終審議においては、お客様の信頼向上に向けた取り組みについての具体的な提言を行った。

表9-3-1 第三者委員会委員

委員長	砂田 太士（福岡大学法学部教授 法学部長）
委員	熊谷 雅之（医療法人優なぎ会雁の巣病院 院長）
委員	納富 昌子（RKB毎日放送株式会社 役員待遇 メディア事業局）
委員	船木 誠一郎（けやき通り法律事務所 弁護士）
委員	山本 美也子（NPO法人はぁとスペース 代表）

表9-3-2 第三者委員会開催実績

回	開催日	審議事項
第1回	平成25年10月21日	飲酒事案の事実経緯、公社の判断、調査結果、飲酒事案の再発防止の取り組みなど
第2回	平成25年11月20日	飲酒事案の事実経緯、公社の判断、調査結果、飲酒事案の再発防止の取り組み
第3回	平成25年12月18日	中間とりまとめなど
第4回	平成26年 1 月22日	公社におけるコンプライアンス及び内部統制の不備など
第5回	平成26年 2 月26日	最終報告書(案)
第6回	平成26年 3 月26日	最終報告書

(2) 一連の飲酒事案における検証

第三者委員会は、飲酒事案発生の際及び収受員に対して行った勤務時間中の飲酒に関するアンケートや聞き取り内容などの確認を行うとともに、精算事務所や料金所の現地調査を実施し、これら全ての検証をもとに、飲酒事案の背景、公社及び受託会社の飲酒事案に係る対応、公社の内部統制に係る問題点を指摘した。

(3) 最終報告書の提出

第三者委員会は平成26(2014)年3月、一連の飲酒事案に係る事実関係や問題点を整理するとともに、お客様の信頼向上という観点から「飲酒事案に係る受託会社と公社の対応」と「公社の内部統制システム」に大別される提言及び料金収受業務における勤務形態や委託先の選定方法などに係る「その他の意見」について取りまとめた最終報告書を公社に提出した。

3 第三者委員会最終報告書の提言に基づく取り組み方針の策定

公社は、第三者委員会の提言に基づき、「飲酒事案の再発防止策等を行うための取り組み方針」を策定し、平成26年4月4日に公表した。

(1) 飲酒事案の再発防止策の取り組み

① 受託会社の対応

研修などによる社員教育の徹底、職場や自宅におけるアルコール検査の厳格化、酒類の持ち込みがないかの点検のほか、料金収受現場における問題の早期把握と解決のための受託会社本社及び料金収受現場間の連絡体制の強化並びに公社への非常時の速やかな報告などを受託会社の取り組みとし、公社はこれらの指導を徹底する。

② 公社の対応

都市高速道路という公益性の高い事業を営む公社の職員として飲酒運転について世間一般の

感覚以上に高い意識を持つため、飲酒に対する正しい知識を習得する研修を行う。

また、受託会社に対し、前述の非常時の緊急連絡体制が確実に機能するよう指導を行い、公社の管理・監督下にある業務中の不祥事事案については事案の性格を勘案し公表を含め適切に対応するものとする。さらに、料金収受現場における問題点を把握するため、すでに実施している定期的な検査や日々の精算報告、毎月の精算事務所長会議に加え、公社と受託会社本社、精算事務所の3者による新たな会議などを実施する。

(2) 公社の内部統制システムの整備

適正な業務の実施を確保するため、役員の権限の明確化や適正な手続きに基づく事業運営などの基本原則、法令順守、リスク管理など、遵守すべきルールの体系的な整備を基本方針とし、規程及びマニュアルを作成して内部統制システムを整備

する。また、公社内にコンプライアンス担当窓口を設置してコンプライアンス体制を整備し、職員の内部統制の理解やコンプライアンス意識を高めるための研修を実施する。

(3) その他関連意見への対応

料金収受員の勤務形態及び雇用形態について諸要件を総合的に勘案して状況の把握や検討を行う。また、料金収受業務の業者選定方式については、「最低制限価格」を設定するとともに、価格

だけで行う選考に代え、企業実績や業務に対する創意工夫をした業務提案などを評価して選定する「総合評価方式」を導入する。

4 取り組み方針の実施と継続

取り組み方針に掲げた実施項目を着実に進めるため、総務担当理事などで組織した「第三者委員会最終報告書の提言に基づく取り組み方針進捗管理会議」を平成26年4月に設置し、取り組み方針に記載する項目ごとに実施計画を策定し、それぞれの項目の進捗状況を定期的に確認することとした。

また、これらの取り組みが第三者委員会の提言の趣旨に沿って実施されているか公平性の観点から検証するとともに、実施方法やその結果について外部から意見を聞きながら実施するため、これまでの経緯などを熟知している第三者委員会の全委員で構成する「お客様の信頼向上に向けた取り

組みに関する検証委員会(以下「検証委員会」)」を設置した。

検証委員会は、平成26年10月から平成27(2015)年11月まで計3回開催され、公社及び料金収受会社双方が第三者委員会の提言の趣旨をしっかりと理解し、かつ真摯に捉えて取り組みを順調に行っており、その姿勢を高く評価するとして完結した。

公社は、都市高速道路を管理・運営する事業者として検証委員会終了後も再発防止に真摯に取り組むことが必要と考えており、公社と受託会社において飲酒事案防止に向けた取り組みを継続して行っている。